

彩の国コミュニティ運動推進等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、コミュニティ運動の推進を図るため、地域社会の健全な発展及び市民活動の拡充・活性化につながる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、公益社団法人埼玉中央青年会議所（以下「申請者」という。）が実施する第38回JCIアカデミー in Saitamaの事業（以下「アカデミー事業」という。）のうち、地域社会の健全な発展や、市民活動の拡充・活性化につながることを期待されるものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業に参加する者が払う参加費は、補助対象経費から控除する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないとき、不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付決定変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止

(廃止) 承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 申請者は、補助事業完了後、60日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求・交付)

- 第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求により、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

- 第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。
- 2 申請者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第11号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

- 第12条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第13条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、申請者の責任の下で 厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。
- 2 申請者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金額
第2条に規定する事業に要する経費 会場使用料、会場設営費、企画演出費、 講師関係費、車両借上料、保険料、広報費、 資料作成費、消耗品費、通信運搬費、その 他アカデミー事業等に必要経費で知事が 必要かつ相当と認めたもの	補助対象経費に1／3を乗じて得た金額 を上限とし、2,000千円を超えない額。 ただし、千円未満は切り捨てる。

※ 参加者の宿泊、飲食及び土産品の提供に要する費用は、補助対象経費の対象外。